

一般社団法人島根県警備業協会委員会等設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県警備業協会（以下「本会」という。）定款第51条の規定に基づき、本会として適正な警備業務の推進と各種社会的要求に即応する業務の執行を図るため設置する委員会及び部会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会に設置する委員会及び部会は、次のとおりとする。

(1) 委員会

- ア 総務委員会
- イ 教育委員会
- ウ 労務委員会
- エ 災害・防犯対策委員会

(2) 部会

第1項の各委員会の下部組織として、一般社団法人島根県警備業協会青年部会（以下「青年部会」という。）を設置する。

青年部会の会則は、別に定める。

2 会長は、本会の事業目的達成のため、特に必要があると認めた事項の調査研究等を行わせるため、特別委員会を設置することができる。

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、会長が理事会の承認を得て委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 委員会は、4人以上20人以内の構成とし、委員長1人、副委員長1人を置くものとする。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の中から会長が指名する。
- (4) 専門的・技術的事項について必要があるときは、会長は理事会の承認を得て、知識を有する者を委員に委嘱することができる。
- (5) 本会会員は、前条に定めるいずれかの委員会に属するものとし、重複を妨げない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠、増員による委員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

(所掌事項)

第5条 委員会の所掌事務は、別表のとおりとする。ただし、特別委員会の所掌事項は、設置の際、理事会の承認を得て会長が定める。

(招集)

第6条 委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。

2 委員長は、必要により委員会に委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(任務)

第7条 委員会は、所掌事項に関して具体的施策を樹立し、その推進に当たるほか、必要な調査・研究及び審議を行うものとする。

2 委員長は、委員会の運営に当たり、決定事項を理事会の承認を得て実施する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は不在の場合は、その職務を代行する。

4 委員は、所掌事項に関する研究に努め、担当事業の推進に当たるものとする。

(議決)

第8条 委員会は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決はその過半数の同意をもって決する。

(報告・保存)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を委員会記録簿（別記様式）により会長に報告し、5年間保存とする。

附 則

この規程は、平成元年3月17日から施行する。

平成5年8月2日一部改正

この規程は、平成5年8月2日から施行する。

平成23年5月12日全部改正

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

令和3年3月19日一部改正

この規程は、令和3年3月19日から施行する。

別表（第5条関係）

委員会の所掌事務

1 総務委員会

- ア 本会事業の計画、調整、運営に関する事
- イ 理事会から付託された事項に関する事
- ウ 会員の福利厚生、モラルに関する事
- エ 除名処分等の不利益処分に関する事
- オ 青年部会の活動に関する事
- カ 関係官庁、諸団体との連絡及び相互協力に関する事
- キ 会員相互の連絡・意見聴取・情報交換等に関する事
- ク 広報、宣伝に関する事
- ケ 各委員会の所掌に属しない本会運営上必要と認められる事項に関する事

2 教育委員会

- ア 警備業に関する諸法規の研究に関する事項
- イ 経営者、警備員の研修及び教育訓練に関する事
- ウ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の教育に関する事
- エ 警備員特別講習の実施に関する事
- オ 警備技術、警備資器材及び装備の開発、研究に関する事
- カ その他教育、訓練、研修に関する事

3 労務委員会

- ア 労働災害防止及び安全衛生に関する事
- イ 労働環境整備に関する事
- ウ 労務関係諸法規の調査、研究、指導に関する事
- エ 警備業務の適正に関する調査、研究に関する事
- オ 労務単価の調査、研究に関する事
- カ その他労務の適正な運営に関する事

4 災害・防犯対策委員会

- ア 災害対策基本法に定める被害（以下「災害」という。）が発生した場合における対応に関する事
- イ 本会警備隊の編成、訓練及び運用に関する事
- ウ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保の業務に関する協定、家畜伝染病発生時における防疫業務支援に関する協定の運用に関する事
- エ 安全で安心な地域づくりに関する事
- オ 関係機関・団体が企画する各種訓練・防犯対策への参画に関する事
- カ その他突発事案が発生した場合における対応に関する事